

令和 3 年 1 月 1 2 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

北名古屋市役所福祉部次長兼

高齢福祉課 青山 美枝

特定事業所加算の算定要件（事例検討会等）の臨時的な
取扱いについて（通知）

このことについて、当分の間、下記のと通りの取扱いします。
取扱いを終了する場合は、あらためて通知します。

記

1 対象となる要件

他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討
会、研修会等を実施していること

2 取扱い

会議形式ではなくとも、電話、文書、電子メール、レインボー
ネットの Web 会議等により事例検討等を行った場合は、要件を
満たしていることとします。適切に記録等を保管してください。

〔お問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0 5 6 8 - 2 2 - 1 1 1 1

F A X 0 5 6 8 - 2 6 - 4 4 7 7